



県章

山形県公報

平成30年11月2日（金）

第2992号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則……………（水産振興課）…1055

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1057
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…同
- 旅行業法に基づく処分をするための聴聞……………（置賜総合支庁地域産業経済課）…1060
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…同
- 肥料登録の有効期間の更新……………（農業技術環境課）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…1061
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1062
- 県営土地改良事業計画の変更……………（最上総合支庁農村計画課）…1063
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…1064
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報政策課）…同
- 河川整備基本方針の書類の縦覧……………（河川課）…1065
- 河川整備計画の書類の縦覧……………（同）…同
- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）…同

そ の 他

- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………（市町村課）…1067

規 則

山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則をここに公布する。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第72号

山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則

（使用の目的）

第1条 水産試験場長（以下「場長」という。）は、試験研究等の目的で管理する器具又は機械の一部について、6次産業化（生産から加工及び流通までを総合的かつ一体的に行うことにより、新たな付加価値を生み出すことをいう。）の推進を図るため適当であり、かつ、水産試験場の業務に支障を来さないと認められるときは、この規則の定めるところにより使用させることができる。

(料金の徴収等)

第2条 県は、別表に掲げる器具又は機械を使用する者から同表に定める額の料金を徴収する。

2 前項の料金は、場長が特に必要と認めた場合を除き、使用前に一時に徴収する。

3 場長は、公益上必要と認めるときは、第1項の料金の全部又は一部を減額することができる。

4 既に徴収した料金は、使用を開始する日の7日前までに使用の中止を申し出た場合及び第4条の規定により使用を中止した場合を除き、還付しない。

(使用の承認)

第3条 器具又は機械の一部を使用しようとする者は、あらかじめ申請書を場長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 場長は、前項の承認に安全上、衛生上又は水産試験場の管理上必要な条件を付することができる。

3 場長は、第1項の承認をしたときは使用の場所、日時、器具又は機械の名称、使用の条件及び料金の額を、承認しなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第4条 前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用期間中であっても、県が使用の承認に係る器具又は機械を必要とするときは、その使用を中止しなければならない。

(使用の停止)

第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、場長は、使用者に対し、いつでも、使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が器具又は機械を使用の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 使用者が器具又は機械をその備付の場所を離れて使用したとき。

(3) その他場長が承認した使用条件に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表家畜保健衛生所長の項の次に次のように加える。

水産試験場長	1 山形県水産試験場の設備の一部使用に関する規則に基づく次の事項 (1) 第2条第2項の規定による料金の徴収の特例に関すること (2) 第2条第3項の規定による料金の減額に関すること (3) 第3条の規定による使用の承認に関すること (4) 第5条の規定による使用の停止に関すること
--------	---

別表

設置場所	器具又は機械	単位	料金の額
調理試作室	真空包装機	1 時間	510円
	低温乾燥庫	8 時間	940円
	スチームコンベクションオープン	1 時間	550円
	乾燥粉末器	1 時間	400円
	食品乾燥機	8 時間	680円
	急速冷凍装置	1 時間	650円

ガスコンロ	1 時間	580円
-------	------	------

（注）使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

告 示

山形県告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人一歩 鶴岡市青柳町42番32号	多機能型事業所いちほ 鶴岡市青柳町42番32号	就 労 定 着 支 援	平成30. 10. 1

山形県告示第796号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、平成30年10月17日次のとおり通知があった。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

平成30年11月7日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	同 上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた 協立大山診療所	同 大山二丁目26番3号
医療生活協同組合やまがた 協立三川診療所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき	同
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた メディカルフィットネスVIVID	同
医療生活協同組合やまがた 協立歯科クリニック	同 日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた ひとみ保育園	同
医療生活協同組合やまがた	

協立ケアプランセンターふたば	同	双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 包括支援センターわかば	同	
医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同	日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同	文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた サポートセンターあさひ		鶴岡市熊出字日鍵31番地3
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合山形 本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会 有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会 訪問看護ステーションかがやき	同	3番18号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	
医療法人健友会 介護予防特化型通所介護あゆみ	同	
医療法人健友会		

かみのやま病院
社会医療法人二本松会

上山市金谷字下河原1370番地

介護老人保健施設かなやの里

同

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第797号

旅行業法（昭和27年法律第239号）第65条第1項の規定により、同法第13条第3項第1号の規定に違反した者に対して同法第19条第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成30年11月12日（月）午前10時から
- 2 場 所 米沢市金池七丁目1番50号
山形県置賜総合支庁 501会議室

山形県告示第798号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社米の里
代表取締役 伊藤 亮一
鶴岡市小中島字赤沼22
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
荒田 加代子 東田川郡三川町大字横山字横山216 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成30年10月23日
木野 喜雄 東田川郡三川町大字横山字西田33-1 玄米	同 左		
荒田 祐子 東田川郡三川町大字横山字横山216 玄米	荒田 祐子 東田川郡三川町大字横山字横山216 もみ、玄米		

山形県告示第799号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県 第446号	混合有機 質肥料	豆腐かす混合 米ぬか油粕	窒素全量 2.5 りん酸全量 5.5 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量(%)は公定規格のとおり	コーユ株式会社	酒田市松美町13 番地212	平成 33. 9. 13
山形県 第467号	蒸製骨粉	スープ滓骨粉 (特粉)	窒素全量 4.0 りん酸全量17.0		丸善食品工業株式会社	東京都板橋区成 増一丁目30番13 号	同 36. 8. 29

山形県告示第800号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年3月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字門伝及び大字柏倉の各一部
- 5 認証年月日
平成30年10月17日

山形県告示第801号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
川西町
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年6月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字下小松の一部
- 5 認証年月日
平成30年10月17日

山形県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴子六沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 野 修 一	尾花沢市六沢228番地
同	伊 藤 精 一	同 鶴子430番地
同	本 間 義 昭	同 616番地
同	永 沢 太 壱	同 六沢265番地
同	押 切 政 昭	同 361番地
同	本 間 孝 雄	同 鶴子146番地
同	藤 井 儀 徳	同 下柳渡戸437番地の5
監 事	高 橋 一 夫	同 六沢260番地
同	西 塚 一 太 郎	同 鶴子603番地
同	小 林 幸 吉	同 六沢245番地

山形県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴子六沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 野 修 一	尾花沢市六沢228番地
同	伊 藤 精 一	同 鶴子430番地
同	本 間 義 昭	同 616番地
同	永 沢 太 壱	同 六沢265番地
同	押 切 政 昭	同 361番地
同	本 間 孝 雄	同 鶴子146番地
同	近 藤 小 兵 衛	同 六沢192番地
同	藤 井 儀 徳	同 下柳渡戸437番地の5
監 事	西 塚 一 太 郎	同 鶴子603番地

同	高 橋 昌 志	同	六沢933番地
同	永 沢 俊 雄	同	235番地

山形県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営赤松通り地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営赤松通り地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間
平成30年11月7日から同年12月6日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字松沢字平内982番2から 同 長瀬字南方256番5まで	旧	32.5メートル } 9.8	メートル 958
同 上		57.6メートル } 13.0	メートル 1,778
同 上	新	57.6メートル } 13.0	同 上

山形県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 東根市大字松沢字平内982番2から
同 長瀬字南方353番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月2日

山形県告示第807号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃	イオン利府支店	宮城郡利府町利府字新屋田前22番地	〃	〃
〃	吉岡支店	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目6番地の4	〃	〃

を

〃	イオン利府支店	宮城郡利府町利府字新屋田前22番地	〃	〃
---	---------	-------------------	---	---

に、

〃	天童支店	天童市東本町一丁目2番1号	〃	〃
---	------	---------------	---	---

を

〃	天童支店	天童市東本町一丁目2番1号	〃	〃
〃	吉岡支店	仙台市泉区桂一丁目1番1	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成30年11月5日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン用OSライセンスの調達 3559ライセンス
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2152
- 3 落札者を決定した日 平成30年9月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 52,851,151円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年8月3日

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、河川整備基本方針を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川整備基本方針の名称
日向川水系河川整備基本方針
- 2 縦覧の場所
県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市建設部土木課及び遊佐町地域生活課

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、河川整備計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川整備計画の名称
二級河川月光川水系河川整備計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町地域生活課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院総合医療情報システムネットワーク更新等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年11月2日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
 - (2) 日 時 平成30年12月14日（金）午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立新庄病院総合医療情報システムネットワーク更新等業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年3月29日まで
 - (4) 履行場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 電話番号0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年11月30日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月28日（水）午後5時までに山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Medical information system update Service: 1 set
 (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. December 14, 2018
 (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Administration & Consulting Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年11月2日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 佐 藤 孝 弘

1 組合に属する地方公共団体等について

市	町	村	一 部 事務組合等	合 計
13	19	3	19	54

2 組合員数及び標準報酬月額について

組合員の種別		一 般	市町村長	特定消防	市町村長 長期組合員	長期組合員	船員一般	任意継続
組合員数（人）		14,284	34	1,394	1	1	5	179
標準報酬 月 額 (千円)	長期	5,374,780	21,080	499,430	620	620	1,920	/
	短期	5,675,220	27,870	499,430	680	620	1,920	63,840
1人当たり 標準報酬(円) 月 額	長期	376,279	620,000	358,271	620,000	620,000	384,000	/
	短期	397,313	819,705	358,271	680,000	620,000	384,000	356,648

3 組合職員の数について

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	合 計
人 員	18	4	11	3	1	1	38

（単位：千円）

4 各経理単位の収支状況について

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)											
負 担 金	4,642,223	13,175,692	690,323	74,236		182,503	304,408				
掛 金・保 険 料	4,699,151	8,197,547	690,315				179,986				
施設収入・商品売上								315,825			
連 合 会 交 付 金	511,811					88,065				357	
利 息 及 び 配 当 金 等	218				56,672	47	64	12	251,793	1	1
そ の 他 収 入	45,568					282		428	15	70,570	37,656
他経理からの繰入金						29,377		73,000			
前年度繰越支払準備金	677,728										
計	10,576,699	21,373,239	1,380,638	74,236	56,672	300,274	484,458	389,265	251,808	70,928	37,657
(支 出)											
給 付 金	4,463,133										
役 職 員 給 与						109,581	22,584	135,099	17,289	7,365	8,744
旅 費・事 務 費						13,896	2,138	3,535	1,218	1,390	1,080
商品仕入・飲食材料費等								87,897			

（単位：千円）

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
（資 産）											
流 動 資 産	2,141,564	1,291,523	88,858	678	12,891	437,591	563,222	475,816	3,138,099	132,530	402,239
固 定 資 産					3,150,503	1,967	1,024	1,030,707	21,175,105	2,885,640	145
計	2,141,564	1,291,523	88,858	678	3,163,394	439,558	564,246	1,506,523	24,313,204	3,018,170	402,384
（負債・資本）											
流 動 負 債	12,925	1,291,523	88,858	678		4,585	23,812	19,360	23,057,428	98	2,081
固 定 負 債	668,850					79,734	23,761	71,232	6,500	2,363,491	271,498
剰 余 金	1,459,789					355,239	516,673	1,415,931	1,249,276	654,581	128,805
計	2,141,564	1,291,523	88,858	678	3,163,394	439,558	564,246	1,506,523	24,313,204	3,018,170	402,384